

○津山圏域資源循環施設組合個人情報保護条例

平成21年10月9日

津山圏域資源循環施設組合条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、津山圏域資源循環施設組合が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される広域行政の実現に寄与することを目的とする。

(準用)

第2条 津山圏域資源循環施設組合の個人情報保護に関する事項については、津山市個人情報保護条例（平成15年津山市条例第2号）を準用する。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と、「津山市行政不服審査会条例（平成28年津山市条例第2号）に基づく津山市行政不服審査会」とあるのは「津山圏域資源循環施設組合行政不服審査会条例（平成28年津山圏域資源循環施設組合条例第3号）に基づく津山圏域資源循環施設組合行政不服審査会」と読み替えるほか、必要な技術的読替えについては、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年3月23日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。